平成２６年（フ）第９４８１号
千葉県船橋市行田１丁目43―７
債務者　荒木麻那美
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４８４号
神奈川県横浜市港北区綱島西４丁目15―25―Ｂ―103
債務者　相沢　純一
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４８８号
東京都北区東十条１丁目12―４―301
債務者　松本　　綾
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４８９号
東京都足立区六月２丁目５―17―303
債務者　廣澤　美紀（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９２号
東京都江戸川区西小岩３丁目７―11
債務者　東田　　昇
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９６号
埼玉県坂戸市末広町18―16
債務者　佐藤千恵子
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９７号
東京都葛飾区細田３丁目１―８―201
債務者　茂木　英昭
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９８号
東京都葛飾区堀切５丁目７―１―308
債務者　山本　英恵
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９９号
神奈川県横浜市金沢区金沢町39―６
債務者　森下　美紀（旧姓田之上）
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０１号
東京都江戸川区平井５丁目21―４―301
債務者　山口　　愛
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０５号
神奈川県川崎市多摩区菅城下17―18―402
債務者　高橋　慎吾
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０６号
東京都葛飾区西水元３丁目８―11―105
債務者　神長　葉子
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０７号
東京都あきる野市牛沼209―１
債務者　宮下弘太郎
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０９号
東京都豊島区南長崎５丁目31―12―202
債務者　安原　彩音
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５１１号
埼玉県新座市西堀２丁目９―27
債務者　笠原　　崇
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５１３号
神奈川県川崎市宮前区南平台11―１―406
ビューラー風久保
債務者　軽部　　梢
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部